

株式移転に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に基づく開示事項)

2021 年 5 月 28 日

株式会社北國銀行

2021 年 5 月 28 日

株式移転に係る事前開示書面

金沢市広岡 2 丁目 12 番 6 号
株式会社北國銀行
取締役頭取 杖村修司

当行は、2021 年 4 月 28 日付で作成した株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）に基づき、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、当行を株式移転完全子会社、新たに設立する株式会社北國フィナンシャルホールディングス（以下「持株会社」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行うことといたしました。本株式移転に関し、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転計画の内容（会社法第 803 条第 1 項）
本株式移転計画書の内容は、別添のとおりです。
2. 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 206 条第 1 号）
 - (1) 対価の総数及び割当ての相当性に関する事項
 - ① 株式移転比率
本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当行の株主の皆さまに対し、その保有する当行の普通株式 1 株につき、持株会社の普通株式 1 株を割当交付いたします。
 - ② 単元株式数
持株会社は、単元株制度を採用し、1 単元の株式数を 100 株といたします。
 - ③ 株式移転比率の算定根拠
本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社 1 社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当行の普通株式 1 株に対して持株会社の普通株式 1 株を割当交付することといたします。
 - ④ 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠
上記③の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴うものではなく、相当であると判断しております。
 - ⑤ 株式移転により交付する新株式数（予定）
 - (2) 本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、普通株式 28,108,958 株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の 2021 年 3 月 31 日時点における自己株式 6,239 株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の 2021 年 3 月 31 日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社

が交付する新株式数が変動することがあります。

(3) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の設立時の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3. 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 206 条第 2 号）

当行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

4. 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第 206 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

以上

株式移転計画書（写）

株式会社北國銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第6条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1「株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款」第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、「株式会社北國フィナンシャルホールディングス」と称し、英文では、「Hokkoku Financial Holdings, Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は、金沢市とし、本店の所在場所は、石川県金沢市広岡2丁目12番6号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、5,825万株とする。
2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く）の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 杖村 修司
 - (2) 取締役 浜崎 英明
 - (3) 取締役 中村 和哉
 - (4) 取締役 中田 浩一
 - (5) 取締役 角地 裕司
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- (1) 取締役 鳥越 伸博
 - (2) 社外取締役 西井 繁
 - (3) 社外取締役 大西 忠
 - (4) 社外取締役 山下 修二
 - (5) 社外取締役 大泉 琢
 - (6) 社外取締役 根本 直子
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
- EY 新日本有限責任監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以

下「基準時」という。)における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に 1 を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式 1 株につき、本持株会社の普通株式 1 株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第 5 条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100 億円
- (2) 資本準備金の額
25 億円
- (3) 利益準備金の額
0 円

(本持株会社の成立日)

第 6 条 本持株会社の設立の登記をすべき日 (以下「本持株会社成立日」という。) は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第 7 条 当行は、2021 年 6 月 18 日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第 8 条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第 9 条 本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第 10 条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式 (本株式移転に際して行使される会社法第 806 条第 1 項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。) を、基準時までに消却するものとする。

(本計画の効力)

第 11 条 本計画は、第 7 条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等 (本株式移転に関する銀行法第 52 条の 17 に規定される認可を含むがこれに限らない。) が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第 12 条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第 13 条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2021 年 4 月 28 日

石川県金沢市広岡 2 丁目 12 番 6 号
株式会社北國銀行
取締役頭取 杖村 修司

株式会社北國フィナンシャルホールディングス 定款

第1章 総 則

第1条(商号) 当社は、株式会社北國フィナンシャルホールディングスと称し、英文では、Hokkoku Financial Holdings, Inc. と表示する。

第2条(目的) 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

第3条(本店の所在地) 当社は、本店を金沢市に置く。

第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条(公告方法) 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、金沢市で発行する北國新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5,825万株とする。

第7条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主は、取締役会において定める株式取扱規程により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条(株主名簿管理人)

- (1) 当社は、株主名簿管理人を置く。
- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において取扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）当会社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 13 条（招集）

(1) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(2) 当会社の株主総会は、金沢市で開催する。

第 14 条（定時株主総会の基準日）当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者および議長）

(1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（決議の方法）

(1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

(1) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

(1) 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、10 名以内とする。

(2) 当会社の監査等委員である取締役は、6 名以内とし、その過半数は社外取締役とする。

第 20 条（取締役の選任方法）

- (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- (2) 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して選任しなければならない。
- (3) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (4) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

- (1) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

- (1) 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- (3) 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略） 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（取締役の報酬等）

- (1) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- (2) 会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。

第 29 条（取締役の責任免除）当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

（1）監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（2）監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規程）監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 32 条（常勤の監査等委員）監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 会計監査人

第 33 条（会計監査人の選任方法）会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 34 条（会計監査人の任期）

（1）会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（2）前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

第 35 条（事業年度）当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 36 条（剰余金の配当の基準日）

（1）当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（2）前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。

第 38 条（中間配当）当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づく中間配当をすることができる。

第 39 条（配当金の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条（最初の事業年度）第 35 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。

第 2 条（取締役の当初の報酬等）

（1）第 28 条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額 60 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

（2）第 28 条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額 65 百万円以内とする。

第 3 条（附則の削除）本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以上